

住吉連合地域活動協議会規約

設立趣意

私たち住吉連合振興町会及び住吉地域社会福祉協議会は隣近所の支え合い・助け合いをめざして長年にわたり活動を展開してきました。

地域コミュニティ及び地域教育の活性化によって新たな担い手をよびかけ、子どもや高齢者・障がい者等が安全で安心できる「自然災害に強い地域づくり」をめざし、地域住民が心豊かで潤いのある生活ができる「すみよい町づくり」を達成させるために「地域活動協議会」を設立するものです。

現在この地域には大阪急性期・総合医療センターはじめ社会福祉施設や幼稚園・小中学校・帝塚山学院など、医療・福祉・保育・教育の社会資源に恵まれています。

歴史の分野では、紀州街道・熊野街道・住吉街道の三古道がはしり、海上の守護神として有名な「住吉大社」や「帝塚山古墳」もあります。

また、毎年4月・5月には桜で名高い万代池公園で「花見」まつりや「帝塚山音楽祭」など多くの人たちの憩いの場としても楽しまれています。

私たちは、二度にわたる大震災で多くの犠牲者を出すという辛い体験をしました。この犠牲で今までの防災基準も大きく変更されました。

現在、政府はじめ各自治体・地域では、想定以上の災害にも耐えられる「防災・減災」の備えが緊急の課題となっています。

住吉連合は27町会という広範囲のエリアで構成されていますが、いつ来てもおかしくないと言われている大地震への対応を一日も早く確立させなければなりません。

そうしたことから、ここに「地域活動協議会」を設立することとします。

第1章 総則

第1条（名称及び事務所）

本会は、住吉連合地域活動協議会（以下「協議会」という）と称し、事務所を大阪市住吉区万代東4-1-27 万領会館内に置く。

第2条（活動の区域）

協議会の区域は、住吉連合27町会全域とする。

第3条（目的）

協議会は、住吉連合27町会が中核となり、広く個人や団体と有為な意見を集積し、地域住民が心豊かで潤いのある生活ができる安全で安心な「すみよい町づくり」を住民協働参画の方向で推進することを目的とする。

第4条（活動）

協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 本会の予算、決算、広報等の活動に関する事。
- 2 地域コミュニティの活性化に関する事。
- 3 地域の防災、防犯、交通安全等に関する事。
- 4 地域福祉の増進・住民の健康づくりに関する事。
- 5 基本的人権を尊重した、子どもの健全育成・子育て支援と大人の意識の醸成、不登校や非行防止に関する事。
- 6 生涯学習や郷土文化の継承に関する事。
- 7 環境浄化と美化に関する事。
- 8 「すみよい町づくり」の理念や、活動方針等のヴィジョンに関する事。
- 9 地域の学校や福祉施設との連携に関する事。
- 10 地域の各種団体との連携に関する事。
- 11 その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

なお、次の活動は行わないものとする。

- 1 営利を目的とする活動。
- 2 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動。
- 3 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動。
- 4 特定の公職候補者若しくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動。

第5条（協議会の構成）

本協議会は、別表で定める地域まちづくりのために活動を行う団体でもって構成する。

第2章 役員

第6条（役員及び監事）

本協議会に、次の役員及び監事（以下「役員等」という）を置く。

1. 会長 — 1名
2. 副会長 — 若干名
3. 部会長 — 部会代表1名
4. 会計 — 1名
5. 幹事 — 若干名
6. 監事 — 2名

第7条（役員等の選任）

- ① 役員は、役員会で推薦し総会で選出する。
- ② 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

第8条（役員等の職務）

- ① 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- ③ 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- ④ 会計は、協議会の会計を担当する。
- ⑤ 幹事は、協議会の構成団体を代表する。
- ⑥ 監事は、協議会の会計及び役員の業務執行を監査する。

第9条（役員の任期）

- ① 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- ② 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条（顧問・相談役）

- ① 本会に、顧問または相談役を置くことができる。
- ② 顧問または相談役は、役員会の推薦により、会長が委嘱する。
- ③ 顧問または相談役は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

第3章 総会

第11条（総会の組織）

総会は、別表に定める各種団体から代表を1名、及び第4章に定める部会長を構成委員として組織する。

第12条（総会の議決事項）

総会は、次に掲げる事項を議決する。

- 1 予算及び事業計画、決算及び事業報告に関する事項
- 2 役員等の選任に関する事項
- 3 住吉地域の「まちづくりヴィジョン」の策定に係る事項
- 4 規約に関する事項
- 5 部会の設置に関する事項
- 6 その他、会務上必要な事項

第13条（総会の開催）

- ① 総会は、会長が招集する。
- ② 総会は、次の場合に開催する。
 - 1 会長が必要と認めたとき。
 - 2 構成委員の3分の1以上から請求があったとき。

第14条（総会の議長）

総会の議長は、会長がこれにあたる。

第15条（総会の定足数）

総会は、構成委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

第16条（総会の議決）

総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した構成委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

第17条（総会の書面表決等）

止むを得ない理由のため、総会に出席できない構成委員は、書面をもって表決し、又は他の構成委員を代理として表決を委任することができる。この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その構成委員は出席したものとみなす。

第18条（総会の議事録）

- ① 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
 - 1 日時及び場所
 - 2 構成委員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任状を含む）
 - 3 開催目的、審議事項及び議決事項
 - 4 議事の経過の概要及びその結果
 - 5 議事録署名人の選任に関する事項
- ② 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。

第19条（議事録の公開）

活動区域の住民（以下、「地域住民」という）その他利害関係人が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第4章 部会

第20条（部会の設置）

会長は、総会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

第21条（部会の組織）

① 協議会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

1 総務部会

- イ 協議会の規約の起案、改定に関する事項を担当する。
- ロ 事務局の設置・相談窓口の設置に関する事項を担当する。
- ハ 協議会活動についての調査研究に関する事項を担当する。
- ニ 他の部会の分掌に属さない事項を担当する。

2 広報部会

- イ 協議会活動の内容を内外に広くアピールするために必要な、広報活動に関する事項を行う。

3 社会福祉部会

- イ 各町会長・社会福祉部長との連携にて社会福祉事業の活動を行う。

4 環境衛生部会

- イ 各町会環境衛生部長（廃棄物減量等推進員）との連携を保ち、ゴミ・犬・猫等に関する環境衛生活動を行う。

5 防災安全部会

- イ 各町会長・防災リーダーとの連携を図り、各町会防災組織を活かし防災活動を行う。
- ロ 交通安全・防犯・児童見守り等を警察・学校・町会との連携を図り行う。

6 地域教育部会

- イ 学校・地域と連携し、子育て支援・いきいき活動・生涯学習等、地域の教育保育の活動支援を行う。

7 女性部会

- イ 各町会女性部長並びに各部会と連携協力し活動を行う。

8 青少年育成部会

- イ 青少年育成活動と共に社会福祉部会はじめ各部会との協力活動を行う。

9 その他、必要と認めたもの

② 各部会に、部会長1名、副部会長若干名、部会会計1名を置く。

③ 各部会長は、必要に応じて部会を招集し、議長を担う。部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

第5章 事業計画・予算・会計

第22条（会計）

- ① 本会の経理は、市からの委託交付金・補助金、事業収入、寄付金をもってこれにあたる。

第23条（事業計画及び予算）

- ① 協議会の事業計画案及び予算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長がその案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- ② 部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

第24条（事業報告及び決算）

- ① 協議会の事業報告及び決算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、総会の承認を受けなければならない。
- ② 部会長は、部会の事業報告書及び決算書を作成し会長に報告しなければならない。
- ③ 監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

第25条（会計帳簿の整備及び公開）

- ① 協議会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。
- ② 地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

第26条（事業年度）

協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

第27条（規約の変更）

この規約は、総会において議決を経なければ、変更することはできない。

第7章 雑 則

第28条（委任）

この規約の施行に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第29条（付則）

- 1.この規約は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。
- 2.この規約は、2021年（令和3年）6月5日から施行する。（設立趣意一部変更）
- 3.この規約は、2023年（令和5年）8月4日から施行する。（第6条・8条・21条・22条一部変更）
- 3.この規約は、2024年（令和6年）5月24日から施行する。（第21条一部変更）